

文書分類番号	G 0 3 4
保 存 期 間	1 0 年

広交規第 716号
広交指第1369号
平成23年10月6日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）

イベント等に伴う道路使用許可については、「路上競技に伴う道路使用許可の取扱いについて」（平成17年7月14日付け広交規第685号）及び「イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方及び劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項等について」（平成18年7月26日付け広交規第843号，広交指第607号）に基づき取り扱ってきたところであるが，近年の地域活性化等を目的としたイベント等が多種・多様化している現状を踏まえ，今後，イベント等に伴う道路使用許可については，次のとおり取り扱うこととしたので，事務処理上誤りのないようにされたい。

なお，上記両通達は，本通達をもって廃止する。

1 定義

本通達における用語の意義は，次のとおりである。

(1) イベント等

イベント（オープンカフェ等の設置を含む。），路上競技，カーレース，ロケーション等をいう。

(2) 路上競技

マラソン，駅伝，自転車ロードレース，トライアスロン競技等（カーレースを除く。）をいう。

(3) カーレース

レース（同一コース上において，2台以上の車両が同時に発走し，決められた距離を最初に走りきった者，あるいは決められた時間内に最長距離を走った者を優勝者とし，順次順位を決定する競技）及びラリー（定められたルートを指示された速度に従って走破し，指示通りの運転の正確さを競ったり，特定の区間の最速タイムを競う競技）をいう。

(4) ロケーション

映画又はテレビ番組の制作に伴い道路を使用して行われる撮影をいう。

2 基本的な考え方

道路を使用して行うイベント等については、道路交通法第77条第1項第4号の規定に基づく広島県公安委員会規則（広島県道路交通法施行細則）により、警察署長の道路使用許可が必要とされている。

警察署長は同法第77条第2項に基づいて個別具体的にイベント等に伴う道路使用許可の可否を判断することとなるが、同項第3号に該当するものとして、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、

- イベント等の開催目的について、地域の活性化や都市における賑わいの創出等に資するものであると認められるか否か等社会的意義の有無
- 地域住民、道路利用者等の合意形成状況の度合い
- 地方公共団体の関与の有無及び程度

について留意すること。

(1) イベント

地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベントについては、民間事業者が行うオープンカフェ等の経済的かつ反復的に行われる収益を伴う活動（以下「経済活動」という。）を含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合もあることから、イベントに伴う道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮すること。

なお、民間事業者が行う経済活動は、地域住民、道路利用者等との利害が対立する場合もあることから、合意形成の度合いについては、慎重に見極めること。

(2) 路上競技及びカーレース

路上競技及びカーレース（以下「路上競技等」という。）については、使用する道路が長距離にわたり、また、交通規制が長時間に及ぶなど交通に及ぼす影響が大きいことから、使用する道路及び交通の状況並びに競技内容及び実施方法等が交通の著しい妨害とならないように計画されているか慎重に検討すること。

また、路上競技等に伴う道路使用許可の可否の判断に当たっては、次のアからウまでに該当することがその前提となることに留意すること。

ア 安全性の確保

沿道住民、観客、競技参加者、競技関係者等の安全性が確実に担保されていることのほか、カーレースについては、コースの構造、防護設備及びその他の設備が国際自動車連盟及び（社）日本自動車連盟の安全基準に合致していること。

なお、トライアスロン競技については、競泳競技に係る水難、紛争等の防止について水難防止担当部門及び雑踏警備担当部門の意見を徴されていること。

イ 実施主体による自主警備体制の確立

広島県公安委員会等による車両及び歩行者の通行禁止等の交通規制を担保するための自主整理員の配置等、競技の安全性を確保するために必要な警備を実施する体制が路上競技等の実施主体により確立されていること。

ウ 実施主体による緊急医療体制の確立

競技中の事故に備えて医師及び救助員並びに救助用資機材が確保されているなど路上競技等の実施主体による緊急医療体制が確立されていること。

(3) ロケーション

地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるロケーションについては、民間事業者等による経済活動であるが、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合もあることから、ロケーションに伴う道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮すること。

なお、劇用車を使用したロケーションにあつては、カーレースに類似した危険を伴う場合も想定されることから、このような場合には、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況について慎重に見極めること。

3 事前手続等における円滑化のための措置

(1) 事前相談への適切な対応及びその周知

イベント等に伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、イベント等の実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、イベント等の実施主体にホームページ等を活用してその旨を周知するとともに、イベント等の実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア イベント等の実施主体に対する協力

イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、本来、イベント等の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、イベント等の実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。

イ 地方公共団体の取組との連携

地方公共団体が地域住民、道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす役割を踏まえ、地方公共団体に対して、必要な助言、情報提供等を行うなどして、合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組との連携に努めること。

ウ 協議会等の設置

地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るために必要があると認められるときは、合意形成の状況、合意形成のために必要な措置等について検討を行うため、イベント等の実施主体に対して、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めること。

なお、新しい協議の場を設置する代わりに、警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

協議の場には、

- イベント等の実施主体
- 地方公共団体の職員
- 道路管理者
- 地域住民や地元商店街の代表
- 地元運送事業者（バス、タクシー事業者等）の代表

- 沿道の大型商業施設等の代表
- 沿道の医療機関、福祉施設等の管理者
- その他協議の場への参画を得る必要がある者

の参画を求め、場合によっては、パブリックコメント等の手法を用いて、当該道路を利用する当該地域外の道路利用者の意見を協議の場に反映させること。

警察は、イベント等の実施主体が行う協議の場の運営に対して必要な協力を行うとともに、オブザーバーとして協議の場に参加するなどして、イベント等が実施される場所の道路交通の状況、交通規制の実施状況、イベント等の実施に対して地域住民、道路利用者等から寄せられた苦情等について必要な情報を提供するとともに、より交通への影響を少なくするためのイベント等の実施方法等について適切な助言を行うこと。

4 申請手続等における簡素化

道路使用許可申請者の要望等を踏まえ、申請手続の簡素化を図ることとしたので、次の各項目に留意すること。

(1) 道路使用許可申請

ア 一体として運営されている露店等に係る許可の一括化

複数の露店等が同一の機会（場所、時間）に出店されている場合において、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは、全体として一つの行為として、申請者の要望に応じ許可を一括化して申請者の負担軽減を図ること。

なお、一つの行為と認定するに当たっては、行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して、全体として一つのイベント等として評価し得るかどうか慎重に検討すること。

イ 道路占用許可との一括受理

道路使用許可と道路占用許可が必要な場合において、両許可に係る申請書を一括して受理したときには、道路管理者へ連絡して道路占用許可申請書を送付すること。

また、両許可の一括申請に関する広報紙を受付窓口に掲示するなどして、周知を図ること。

ウ 地域住民、道路利用者等の合意形成の方法に関する助言

地域住民、道路利用者、関係事業者等による合意形成に当たり協議会を活用する場合には、案件によっては当該協議会の場における合意に加えて、当該協議会の構成員の同意書等を求めることがある。協議会の場において同意書を徴することなどにより事務の簡素化が図られることから、こうした手法についても事前相談時に助言を行うこと。

(2) 道路使用許可の判断

ア 新規のイベント等に対する適切な判断

これまで開催実績のない新規のイベント等については、その事前相談又は審査において、一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと。

なお、新規のイベント等に対しては、必要となる書類や地域住民等の合意形成等について十分な情報提供を図るとともに、開催場所、開催時間、イベント等の形態等の変更についても、柔軟な検討や助言を行うこと。

イ 開催実績に対する適切な評価

開催実績があるイベント等については、過去のイベント等における問題点の解消等を図るとともに、道路交通への影響等に変化がないことを確認することは当然であるが、過去のイベント等が大きな問題は生ずることなく開催されていた場合には、当該開催実績も考慮して当該イベント等に係る道路使用許可について判断すること。

5 ロケーションに使用する劇用車の取扱い

道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって、劇中において使用される劇用車の取扱いは、次のとおりとする。

(1) ロケーションの現場までの取扱い

ア 臨時運行の許可関係

車両リース会社等からロケーションの現場までの間の劇用車の回送については、当該ロケーションに係る道路使用許可を受けていること（臨時運行の許可申請窓口への道路使用許可証の提示）を前提として、臨時運行の許可の対象となる。

イ 道路運送車両の保安基準関係

道路運送車両の保安基準に適合しない劇用車については、臨時運行許可の対象外となり運行の用に供することはできないので、緊急自動車にしか装着することができない赤色回転灯等を装着した劇用車については、これを取り外さない限り、運行の用に供することはできない。

(2) ロケーション現場における取扱い

ロケーションの現場が、道路使用許可及び警察署長等による交通規制により一般交通と遮断された場合には、一般交通の用に供されていない場所に該当することから、こうした現場においては、臨時運行の許可等も不要であり、赤色回転灯等を装着した劇用車を運行の用に供しても差し支えない。

6 道路使用許可申請者への適切な対応

(1) 道路使用許可申請者に対する丁寧な説明

イベント等に係る道路使用許可を申請する者は、道路使用許可を受ける機会が少ないことから、申請者に対しては、道路使用許可の手続、警察の判断、道路使用許可に付された条件等について、その理由も含めて丁寧な説明を行うこと。

(2) 担当者に対する指導及び教養

イベント等の実施主体及び申請者と直接に接することとなる担当者に対し、本通達の内容を含め、道路使用許可の取扱いについての指導・教養を行うこと。

7 交通部交通規制課との協議

イベント等のうち次に掲げるものについて道路使用許可を与えようとするときは、交通部交通規制課長と協議すること。

(1) 主要幹線道路、幹線道路を使用して行う場合

(2) 二以上の警察署の管轄にわたる場合

- (3) カーチェイス又はカーレース等，危険を伴うロケーションを行う場合
- (4) 競技の名称に「国際大会」，「日本選手権」等の語句が冠されている場合又は開催地が毎年変更されている場合

本件担当：交通規制課規制第一係 交通指導課指導取締係
